

《 機材工業会 PLラベル発行について 》

(一社)日本表面処理機材工業会では、平成7年から適用の開始された製造物責任法(以下 PL法)に対応する為、PL警告ラベルの作成・販売を実施しております。

【製造物責任法について】

製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造会社などに対して損害賠償を求めることができる法律です。本法は円滑かつ適切な被害救済に役立つ法律です。

具体的には、製造業者等が、自ら製造、加工、輸入又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任があることを定めています。また製造業者等の免責事由や期間の制限についても定めています。また、PL法における**欠陥の判断**については次の記載がされています。

欠陥の有無の判断は、個々の製品や事案によって異なるものなので、それぞれのケースに応じて考慮される事情やその程度は異なり得ることになります。例えば、製品によっては、表示や取扱説明書中に、設計や製造によって完全に除去できないような危険について、それによる**事故を回避するための指示や警告が適切に示されている**かどうかも考慮されます。また、常識では考えられないような誤使用(異常な使用)によって事故が生じた場合には製品に欠陥は無かったと判断されることもあります。この法律では、このような考慮事情として、共通性、重要性、両当事者に中立的な表現ということ念頭に、「製造物の特性」、「通常予見される使用形態」及び「製造業者等が当該製造物を引き渡した時期」の3つを例示しています。

・・・消費者庁 Q&Aより一部抜粋

機材工業会では、これらの事案へ対応するべくPL警告ラベルを作成・販売し、事故の未然防止にむけた注意喚起と、労働災害の防止に努めてまいります。